



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 209 号

平成 29 年 5 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



若松軍艦防波堤：若松区響町1丁目、洞海湾口

「国破れて山河在り」敗戦後の日本を復興させる原動力となる石炭、その積出し日本一の若松港。火野葦平の小説「花と龍」で有名な若松港を玄界灘の荒波から護った防波堤、「軍艦防波堤」と親しまれてきた。昭和43年頃から始まった響灘埋立事業により、輝かしい戦歴を秘めて任務を終了した。（駆逐艦「涼月」「冬月」「柳」の3隻の船体を沈設して作られ、今も残る柳（初代）の船体。）

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082	戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

確定申告も無事終わり、29年分に向けて気も新たに記帳を始めておられると思います。今回確定申告時に誤りの多い事例を特集しましたので、29年分の申告の参考にして下さい。

▶**雑所得** ◎相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（保険年金）を通常の個人年金に係る雑所得としていた。
この保険年金の計算にあたっては計算過程が難しいので署の方、又は税務相談所に相談して下さい。

▶**医療費控除** ◎生計を一にしていない親又は子の医療費を医療費控除に含めていた。
医療費控除の対象は「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られます。

▶**社会保険料控除** ◎配偶者の年金から控除（天引き）されている介護保険料や後期高齢者医療保険料を含めて、社会保険料に計上していた。

▶**地震保険料控除** ◎一の契約で地震保険料及び旧長期損害保険料を支払っている場合に、いずれにも該当するものとして控除していた。
この場合、いずれか一方の契約のみに該当するとして控除する。

▶**障害者控除** ◎介護保険法上の要介護の認定を障害者控除と間違って控除していた。

◎社会福祉事務所長や市町村長等の発行する「障害者控除対象者認定書」に障害者に該当する旨の認定されている場合は障害者控除に該当します。

この障害者控除対象者認定書に（遡及用）が記載されている場合は、その認定日に遡及して適用を受ける事が出来ます。

▶扶養控除

◎所得金額が38万円を超えているのに、控除対象扶養親族としていた。
なお、合計所得金額の計算では総所得金額が損失で分離譲渡所得等がある場合、又は、その逆で有る場合は、当該損失の金額を分離譲渡所得等から、又総所得金額から控除することはできないので注意が必要です。

◎確定申告によって既に扶養控除の適用を受けた者を別の者の扶養親族とするため、修正申告書を提出して他の者の扶養としていた。
(扶養親族の所属の変更は、修正申告や更生の請求ではする事は出来ません。)

◎老人ホームに入所している親を同居老親等として58万円を控除していた。
(同居していないので48万円の控除になります。)

(注・1) ・同居の要件

「同居特別障害者」については、「居住者」、「その配偶者」又は「居住者と生計を一にするその他の親族」のいずれかとの「同居」

(注・2) ・「同居老親等」については「居住者」又は「その配偶者との「同居」

(注・3) 同居特別障害者と同居老親等の同居要件が違いますので確認が必要です。

(注・4) ・病院に長期入院している親を同居老親等として控除していなかった。
(老人ホーム等の入所は、病院には該当しません)

▶土地・建物等の譲渡

◎譲渡物件に改良(造成等)を加えて譲渡し、この改良費と譲渡金額の総額の5パーセント(概算取得費)を取得費として計上していた。

(注)

取得費は改良費か5パーセント(概算取得費)のいずれか高い方で計算します。

この場合、譲渡直前の改良であっても譲渡費用にはなりません。

◎業務用資産に係る登録免許税や不動産取得税等は、当該業務(事業所得や不動産所得等)に係る必要経費に算入されているのに、譲渡所得の取得費にも計上されていた。

医療費控除の特例 (医療費控除の新しい取り組み) 【セルフメディケーション税制 (自主服薬)】

【概要】

- ①期 間：平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日
- ②資 格：インフルエンザ等の予防接種や健康診断、がん検診などを受けている人
※ 健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取組を行う個人
- ③対象金額：自分や生計を一にする配偶者及びその他親族に係る対象医薬品の購入額の合計が 12,000 円を超えた金額 (上限 88,000 円)
※ 全ての医薬品ではなく、対象医薬品 (スイッチ OTC 医薬品) が決められていますので、ご注意ください。
- ④注意事項：所得税・住民税を納めている人が、減税の対象となります
適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けられない

【提出物】

- ①上記の資格を証明するもの
予防接種の領収書 (原本) や健康診断の結果通知表 (コピー可) など
- ②対象となる医療費の領収書
- ・ 税務署の説明では、対象医薬品にはレシートなどに印が付いている
 - ・ 対象医薬品は、ネット上にて開示されています

【例題】

所得税率 5 % の人が、対象医薬品を年間 20,000 円購入した場合

$$20,000 - 12,000 = 8,000 \text{ 円}$$
$$8,000 \text{ 円} \times 5\% = 400 \text{ 円} \qquad 400 \text{ 円が減税}$$

※ 対象になる可能性がありますので、領収書の保管をお勧めします